

単 価 契 約 書 (案)

印西地区衛生組合（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
は、受注者が薬品を発注者に供給し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 品名及び品質 高分子凝集剤
- 規 格 別紙仕様書のとおり
- 単 価 1キログラム当り金 円（消費税等を含む）
- 契約期間 令和8年4月 日から令和9年3月31日まで
- 納入場所 千葉県印旛郡栄町須賀1997番地27
印西地区衛生組合衛生センター

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、準用する栄町財務規則（平成9年栄町規則第4号）第143条の規定によるものとする。

（納入方法）

第3条 受注者は、第1条第4号の契約期間中、発注者の発注があるごとにその都度、発注者が指定する日（以下「指定日」という。）までに第1条第1号に掲げる薬品（以下「現品」という。）を納入するものとする。

（検査）

- 第4条 発注者は、現品の納入を受けたときは、直ちに受注者の立会いのもとに検査を行う。
- 検査の結果、不良品があるときは、当該不良品を直ちに引き取り、指定日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
 - 検査に合格したときは、発注者は、現品を受領し、直ちに受領書を受注者に交付する。
 - 現品の検査に要する費用及び検査のため、変質し、消耗し、又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

（危険負担）

第5条 第4条第3項の規定による受領の前に生じた現品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(代金支払)

第6条 受注者は、前月中に納入した分をとりまとめたうえ、発注者の確認を得て、発注者に代金を請求するものとし、発注者は、受注者からの適法な支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。

2 受注者は、発注者の責に帰する理由により、前項の規定による支払が遅れた場合には、支払の遅延が生じた代金につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における遅延利息率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率をいう。以下同じ。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第7条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(納入の延期)

第8条 受注者が現品を指定日までに納入しない場合は、発注者は、特に遅滞料を徴収して納入の延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、契約単価にこの契約により納入する物品の必要数量に対する納入の遅延が生じた物品の数量を乗じて得た額につき、当該指定日の翌日から納入の日までの日数に応じ、遅延利息率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定に関わらず、発注者がやむを得ないと認めるとき又は発注者の都合により納入日が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

2 受注者は、現品を指定日までに納入できない期間が引き続き3か月以上に及ぶときは、発注者と協議の上、この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

3 前2項の場合において、発注者は、受注者の請求により既納品の代金を支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期限を定めてその履行の催告をし、その期限内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期限を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 期間内に納入しないとき又は期間後相当の期限内に納入を完了する見込みが明らかにな

いと認められるとき。

- (3) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 正当の理由がなく職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨害したとき。
- (5) 契約の履行に当たり、これを粗雑にし、又は不正の行為があったとき。
- (6) 前各号のほか、受注者またはその代理人がこの契約事項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第9条第2項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品（単価）契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると

き。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、契約を解除した場合は、履行部分に対して引渡しを受け、相当と認める金額を支払うことがある。その他のものは、受注者が遅滞なく引き取るものとする。

（談合等不正行為に係る発注者の催告によらない解除権）

第12条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1

項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

(契約解除の場合における損害賠償)

第13条 前3条の規定により、発注者によりこの契約が解除されたときは、受注者は、賠償金として契約単価にこの契約により納入する現品の契約締結年度における必要数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額に、契約解除の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、契約締結の日における法定利率（民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率をいう。）で計算した額の利息を付して、支払わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げるときであって独占禁止法違反の行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第1項各号に掲げる場合に該当して契約を解除された場合においては、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(契約不適合責任)

第14条 受注者は、現品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内（ただし、製造メーカー等において、品質保証又はその不適合責任の期間を1年間以上定めている場合は、その期間を優先する。）にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(不当要求等)

第15条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 印西地区衛生組合暴力団排除条例（平成29年印西地区衛生組合条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団密接関係者（次号において暴力団等という。）から業

務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(2) 業務を行うために受注者が使用している下請負人（以下この号において「下請負人」という。）が暴力団等から業務妨害又は不当要求を受けた場合は毅然として拒否し、速やかに受注者にその旨の報告をするよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合はその旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用及び履行に必要な全ての費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者とは記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 住 所 千葉県印旛郡栄町須賀1997番地27
氏 名 印西地区衛生組合
管理者 橋本 浩

受注者 住 所
氏 名

高分子凝集剤仕様書

1. 目的

この仕様書は、印西地区衛生組合（以下「発注者」という。）が管理する衛生センターの油脂分離及び汚泥処理用の凝集剤を購入するに当たり、品質・数量・納入場所等必要な事項を定めることにより適正な納品を確保することを目的とする。

2. 納入品の品質

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 化学名及び成分 | 高分子凝集剤（液体ポリマー） |
| (2) 性 状 | 液体 |
| (3) 規 格 | 濃度 40% ハイモロック MX-4054 同等品 |

3. 納入場所及び予定数量等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 納入場所 | 千葉県印旛郡栄町須賀 1997 番地 27
印西地区衛生組合衛生センター |
| (2) 予定使用量 | 4,000kg |
| (3) 受入設備 | FRP 製タンク 2m ³
受口形状 径 50mm 短管 |

4. 納入期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 納入方法等

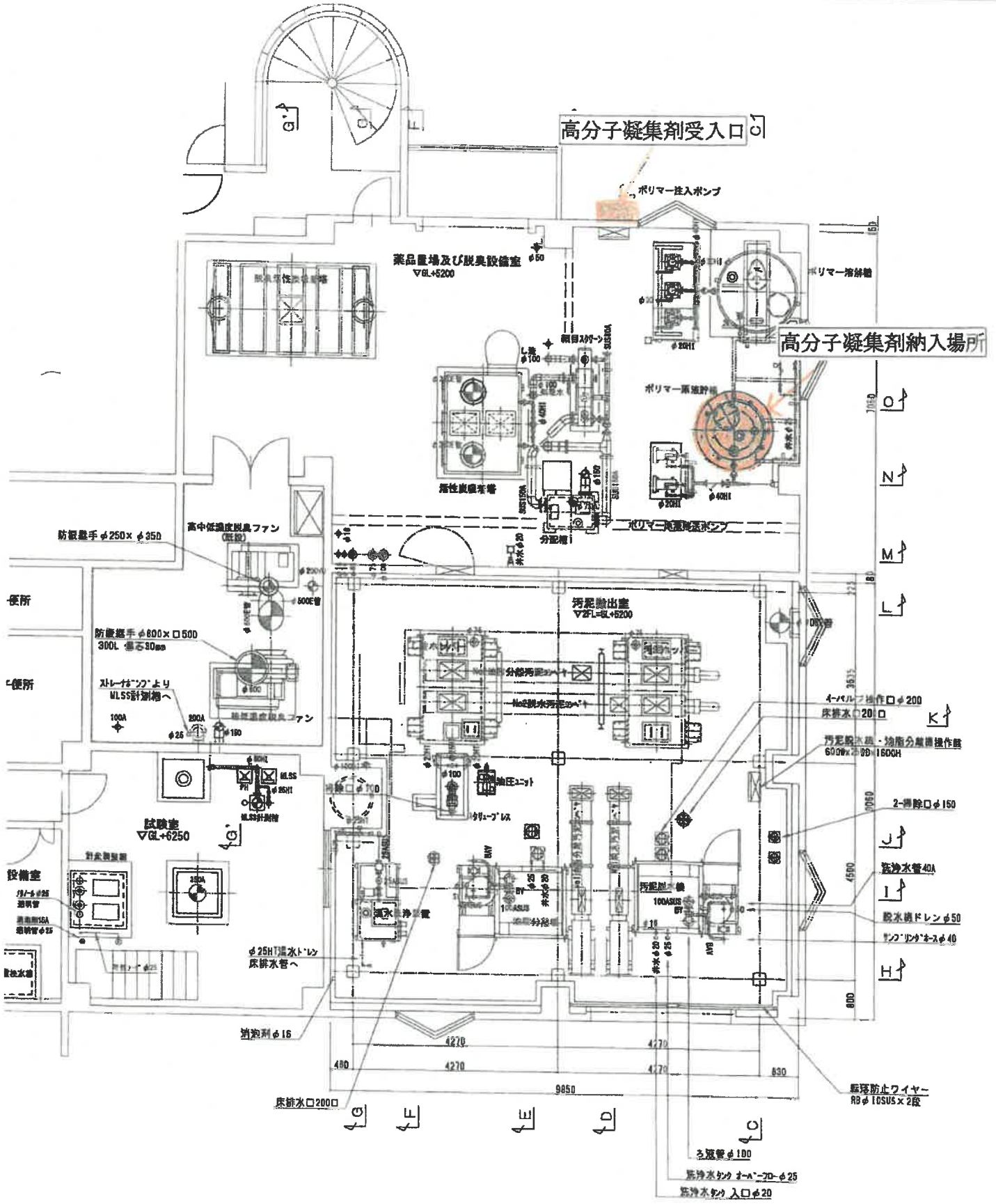
- (1) 納入方法は、ローリー渡しとし、納入日及び数量は概ね2、3日前までに連絡するものとする。
- (2) 一回当りの納入予定数量：1,000kg ～ 1,500kg

6. 特記事項

- (1) 受注者は、労働安全衛生法及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、契約後直ちに既設高分子凝集剤原液槽のポリマーと今回納入する高分子凝集剤の適合テストを行いその結果を報告すること。
また、受注者は、発注者の求めに応じて薬品のテーブルテストを行い、その結果を報告すること。
なお、このテストに係る経費は受注者負担とし、テストの日時は発注者と協議すること。
- (3) 受注者は、契約時に当該品のMSDS（製品安全データシート）を提出すること。
- (4) 受注者は、納入毎に薬剤の分析試験成績表を提出すること。
- (5) 受注者は、納入毎に薬剤の計量証明書等を提出すること。
なお、納入重量は計量法による証明を受けた計量器で測定し、総重量から風袋を引いたものを提出すること。
- (6) 納入時、受注者の行為が原因で発注者が管理する設備等を破損した場合には、その責任で修理、復旧すること。
- (7) 薬品の予定使用量は、あくまで積算いただくための実績に基づいた予測データであり、し尿等の搬入量の変動により増減することがあるので、この使用量を保証するものではない。
- (8) 消費税率については当該契約物の納入日における税率によるものとする。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議するものとする。



高分子凝集剤受入口

高分子凝集剤納入場所

2階下部平面図 S=1/50